

別添



全老健第 20-212 号
平成 20 年 8 月 20 日

厚生労働省老健局計画課長
菱 田 一 殿

社団法人全国老人保健施設協
会 長 川 合 秀



平成 21 年度税制改正要望書

1 介護保険事業にかかる消費税の取扱いについて、現在の「原則非課税」から「原則課税」への抜本改正

(理由)

平成元年 4 月 1 日より施行された消費税については、医療・介護の分野が「原則非課税」の規定により介護老人保健施設の支払った消費税についても、仕入控除がいまだに認められておらず、施設が消費税の最終負担者となっております。

特に設備投資額の大きい医療機器や施設建設代金に含まれる消費税の負担は、現在でも、施設運営にとって重い負担となっています。平成 17 年 10 月からの施設利用者の食費・居住費の自己負担化は実質的な報酬引下げとなり、施設経営を圧迫していることは、厚生労働省介護給付費実態調査のデータからも明らかです。そのうえ、現行の 5%の消費税が引上げられるようなことになれば、適正なサービスの質の維持が困難になるばかりか、施設の維持、経営そのものに決定的な打撃を与えることが容易に予想されます。

まずは、介護保険事業に係る消費税を原則課税とするとともに、消費税の取扱いについては、利用者から介護報酬のアップと誤解されないためにも、介護報酬1単位に対して、消費税率(軽減税率適用も含む)を上乗せし、介護報酬と消費税の区分表示及び財源の明確化を要望いたします。

2 食事に要する費用及び居住に要する費用にかかる事業税非課税の明確化

(理由)

介護保険制度見直しの一環として、平成 17 年 10 月から、食費は利用者の全額自己負担、居住費の一部が自己負担化されました。この食費・居住費は、平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 249 号「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」によらない利用料、すなわち利用者が選定できない介護サービスであって、介護保険適用外となっても、その性格は、いわゆる「自費」とは明らかに性格を異にするものです。

介護保険制度施行前の平成 11 年度まで、食費が利用者の全額自己負担であった時期においても、この食費にかかる収入は社会保険診療として計算し、事業税の課税対象ではありませんでした。

食費が全額自己負担化されたこと、また、居住費の一部が自己負担化されたことをもって、事業税の対象範囲が変更されたと判断されることがないよう、地方税法第 72 条の 23 第 2 項第 5 号「同法の規定により定める金額に相当する部分」の次に、括弧書きで(相当する部分には、食事の提供に要する費用、居住に要する費用を含む)を追加し、事業税の計算の明確化を要望いたします。

3 固定資産税の軽減措置の復活

(理由)

医療法人の開設する施設の家屋等の資産については、当初、申請によって、取得してから 5 年間、税額 4 分の 1 が軽減され、平成 14 年度から軽減率が 4 分の 1 から 6 分の 1 に、平成 16 年度からは、8 分の 1 に変更され、平成 18 年度に軽減措置そのものが廃止されました。

しかしながら、医療法人の開設する介護老人保健施設においては、平成 12 年度からの介護保険制度の目的にそった質の高い施設サービスを提供しており、今後も地域ニーズに即した整備や更なる質の向上を推進するため、この軽減措置を復活するとともに上記軽減率を従来の 4 分の 1 とすることを要望いたします。

4 退職給与引当金の税制上損金算入制度の復活

(理由)

要介護・要支援高齢者の生活の質を確保し、介護保険施設が安定した質の高いサービスを維持し続けるためには、なによりも施設で高齢者ケアに従事する職員の処遇を改善し、人材定着率の高い制度とすることが不可欠です。

長年にわたって介護現場に従事してきた職員の将来の退職金支出に備えるため、退職給与引当金の税制上損金算入制度の復活を要望いたします。

5 特別修繕準備金制度の適用範囲の拡大

(理由)

特別修繕準備金制度は、船舶、溶鉱炉等周期的に大規模な修繕を要し、かつ周期が相当の期間にわたると認められる費用に備えるための制度として制定されております。

介護老人保健施設におきましても、施設療養環境の維持・整備のためには、周期的に大規模な修繕を要し、これに備える資金が必要となります。

つきましては、独立行政法人福祉医療機構と施設改修に関わる契約を締結することを前提に、その積立金を費用として認容し、団塊の世代が利用対象者となる 2020 年までに、築後 10 年以上の施設が全て適用できる特別修繕準備金制度の構築を要望いたします。

6 特定設備等の特別償却の適用範囲の拡大

(理由)

改築費やコンピュータソフト及び介護機器の取得は、土地・建物のように実体のある財産というよりは、会計上の経過勘定の性格が強いので、償却を早めることにより財政状態の改善が見込めることが予想されます。

その効果を期待して、介護保険法の各種介護サービス事業の運営を行うための必要な専用の区画を設けるための改築、介護報酬の請求事務・要介護認定等に係るコンピュータソフト及び介護負担を軽減するためのリフト等の機器について、これらを取得するための支出(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)について、各種介護サービス事業を開始した事業年度で全額償却を認めていただくことを要望いたします。

7 建物等の耐用年数の短縮並びに割増償却率の引上と適用期間の拡大

(理由)

平成 14 年 3 月の介護事業経営実態調査によると、平成 10 年度以降に医療法人の開設する介護老人保健施設の自己資本比率は低く、借入金に依存した経営となっております。更に平成 10 年度税制改正により、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得する建物の償却方法が定額法となり減価償却費が従前に比べ小さくなることにより、借入金返済能力が低下することが懸念されます。

これを防止するために、現行の介護老人保健施設の用に供される建物及びその附帯設備(鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造)耐用年数を 39 年から 30 年に短縮すること、並びに、平成 17 年度において適用除外となった建物の割増償却制度についてはこれを復活し、平成 18 年 4 月 1 日以後に取得の建物については、割増償却率割合 20%、適用期間 10 年以内とすることを要望いたします。

以上